

# 公害防止計画制度の運用の見直しについて

中央環境審議会答申(案)概要

## 課題

公害の態様の変化（激甚な産業型公害 都市生活型公害）への対応  
規制的手法、経済的措置等の幅広い施策の総合的推進の必要性  
地域の課題と、具体的な施策及び達成目標との関係の明確化

### 地域の課題に対応した公害防止計画への見直し

#### 策定指示の要件の明確化

策定指示の要件(環境基本法第 17 条)

- ・現に公害が著しい(またはそのおそれがある)こと
- ・総合的施策が必要であること

考え方の整理

現時点での環境基準等の超過状況を評価し、さらに地域の実情を勘案して著しい公害の有無を判断し、総合的施策の必要性和併せて、地域指定の必要性を判断

( )大都市地域に典型的にみられるように多様な都市生活型の汚染等が集中している状態を念頭において判断

- ・環境基準等が未達成の項目が 4 項目（既指定地域においては 3 項目）を超えていること
- ・健康項目を生活環境項目よりも重視
- ・地下水、土壌汚染は汚染の広がりや曝露経路等を踏まえ評価
- ・全国的に幅広く生じている汚染、関連性が高い汚染には配慮
- ・気象条件やトレンドを勘案
- ・環境基準が定められていない項目も勘案

#### 基本方針の見直し

##### 目標の明確化

環境基準を達成していない汚染物質等に限定し目標を設置することで地域の課題を明確化

##### 講ずべき施策

地域の課題に対応する具体的な施策およびそれらの施策に関する計画期間内における達成目標を記載

##### 進行管理、分析評価

都道府県知事が公害防止計画に定めた施策の適切な進行管理、分析評価を実施

#### 今後の充実

- ・新たな支援制度の創設
- ・推進体制の強化
- ・研究開発の推進
- ・モニタリング情報公開システムの確立
- ・情報交換の推進